

「富田林市こどもの権利条例」のロゴマークについて

1. ロゴマーク作成の目的・経緯

ロゴマークを作成した目的は、ロゴマークにより、【多くの方に条例を知ってもらう(周知)】ためです。

ロゴマークの案は、委託業者であるジャパンインターナショナル総合研究所に依頼し5案を作成しました。その後こども WEB アンケート調査(小学校高学年・中高校生)で、【「こどもの権利条例」のイメージに一番合うイラストはどれですか。】と質問をして、最も投票数の多かったロゴマークに決定しました。

2. ロゴマーク

【決定したロゴマーク】

(案4)



【その他の案】

(案1)



(案2)



(案3)



(案5)



(案6)

ない

3. ロゴマークのコンセプト

ロゴマークには、【こどもの権利は 当たり前なもの・安心できるもの】という意味が込められています。

・二人で並んで座るキャラクターは、「富田林市こどもの権利条例」により、こどもの権利が守られることで安心し、やわらかく明るい表情を見せるこどもたちをイメージしています。また、富田林市の市章を使い、富田林市らしさもプラスしました。

・やわらかな緑の色合いと手書き風の文字を使うことで、あたたかみのある優しい印象となり、こどもの権利は「当たり前なもの」であることを表しています。

・表情の見えるキャラクター色の強いデザインとすることで、愛着と親しみやすさを感じられるロゴマークをめざしています。

ロゴマークを見て、「こどもの権利は当たり前なもの」「ほっとできる」「安心できる」「そのままでいいんだ。」と思ってもらえるように、デザインしました。

4. ロゴの決定方法と集計結果

(総投票数:3,811 票)

	(案1)	(案2)	(案3)	(案4)	(案5)	(案6)
小学校高学年の投票数	91	165	312	522	319	64
中高校生の投票数	242	387	532	658	362	157
合計投票数	333	552	844	1,180	681	221

投票期間:令和 6 年 9 月 24 日~10 月 31 日まで

富田林市こどもの権利条例のためのこども WEB アンケート調査で、【問 25 富田林市では「こどもの権利条例」のイラストを作成します。「こどもの権利条例」のイメージに一番合うイラストはどれですか。】と質問した結果、小学校高学年・中高校生ともに(案4)が最も多く、1,180 票を獲得しました。

5. ロゴマークの使用方法

ロゴマークを多くの人に知ってもらうために、①ロゴマーク使用マニュアル・②ロゴマーク使用管理要領を策定し、「営利目的以外の使用」の場合、自由にロゴマークを使っていただけるようにします。

・条例制定後に、ロゴマークの使用について市ウェブサイトに掲載します。(令和 8 年 4 月を予定)

6. ロゴマークの今後の周知方法

- ・市ウェブサイト・令和 7 年 1 月広報誌に掲載
- ・SNS・ニュースレター・チラシ等の広報物での活用